

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

○回答者数 475人中195人回答

問1 住民説明会

9/27～30に開催した住民説明会に参加されましたか？

	参加	不参加	不明	
割合%	28	66	7	合計
集計数	54	128	13	195

不明 13名

■回答者内訳■	■問8、9回答者（土地所有者）■
北桜井：23人	16人
上桜井：69人	16人
中桜井：31人	14人
下桜井：38人	18人
その他：34人	18人
計：195人	82人

その他 回答者内訳
(桜井以外：27人 無記名：7人)

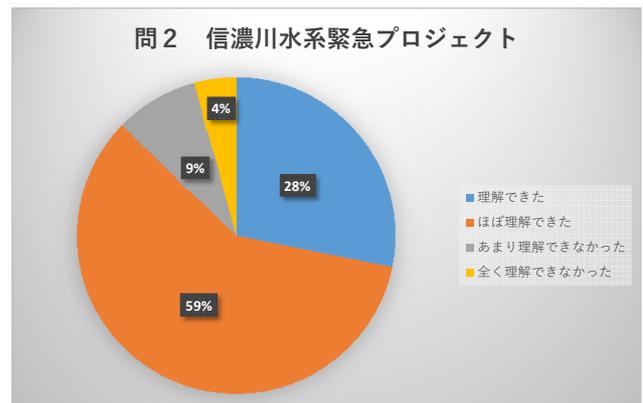
その他 問8、9回答者（土地所有者）内訳
(桜井以外：17人 無記名：1人)



問2 信濃川水系緊急治水プロジェクト

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトについて、ご理解いただきましたか？

	理解できた	ほぼ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった	
割合%	28	59	9	4	合計
集計数	53	111	16	8	188



理解できない理由

【①遊水地計画地】

- ・現在の気持ちは何故この場所にとっており、子供や孫に今の田園風景を残して欲しい。
- ・滑津川合流地点より上流に越流堤をつくることに疑問。

【②整備基準】

- ・最近では異常気象なので19号台風を基準にするというのはおかしい。
- ・台風19号より大型が来た時は対策なしなのか。台風で問題のなかった所をなぜ選んだのか、実状をもっと調べて対応すべきと思われる。

【③遊水地安全性】

- ・何故、下流の為に北桜井区民を犠牲にしなければならないのか。北桜井区民の安全と生活が100%確保出来ないものであればつくるべきではない。
- ・北桜井が安全安心な場所じゃなくなる。

【④その他】

- ・遊水地だけで解決する問題ではない。
- ・意味がない。税金の無駄遣い。
- ・長い時間、期間をかけて議論すべき。
- ・国の方針に対し、テーブル上だけで方向決定のように思われなければならない。

【⑤しゅんせつ要望】

- ・上流から下流までの件はわかるが、千曲川の中の山、立木もきれいにした方がいい。
- ・遊水地より下流に流れる水量を減らすことは理解できるが、遊水地を造成しても護岸補強、千曲川の中州等の樹木の伐採、浚渫を行わないと遊水地が機能しないと思われる。前記事項に対しては継続して行う必要があるが、その予定計画や予算措置はどうなっているのか。

<県回答>

- 問2についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。
- ①遊水地計画地については、様々な候補地を選定し、検討した結果、この場所が最適地と判断しています。詳細は佐久建設事務所ホームページの令和3年9月に実施した第2回説明資料17ページを参照願います。
 - ②整備基準については、本プロジェクトでは、令和元年東日本台風（台風19号）と同規模の出水があった場合でも、洪水が堤防から溢れさせない目標で、国・県・沿川市町村が対策を進めています。
 - ③遊水地の安全性については、水理模型実験等で確認・検証するとともに洪水被害の軽減を図ってまいります。
 - ④その他については、地域の方々のご理解が得られるように丁寧な説明に努めてまいります。
 - ⑤今後も適切な維持管理に努めてまいります。

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

○回答者数 475人中195人回答

問3 遊水地の必要性

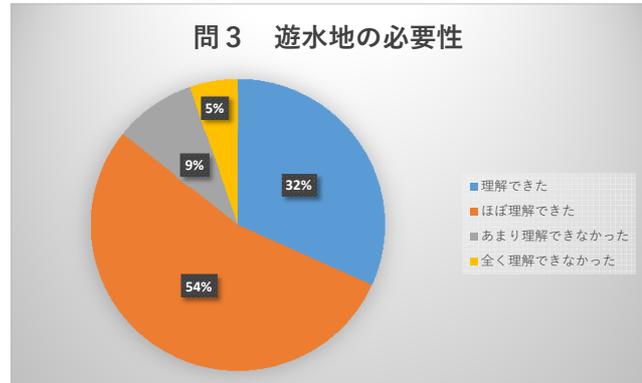
遊水地の必要性について、ご理解いただけましたか？

	理解できた	ほぼ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
割合%	32	54	9	5
集計数	60	102	17	10

189

理解できない理由

- 【①千曲川の浚渫、堤防強化が優先】
 - ・千曲川内の砂利を採掘して河床を下げれば要らない。
 - ・千曲川の整備が先であり、堆積する石や砂をさらわなければ意味がない。
 - ・今まで千曲川の内側の整備もできていない現状で遊水地をつくっても、どこまで効果があるのかわからない。川を整備し、流れを管理するだけで対応可能ではないか。
 - ・千曲川本川の土砂堆積の計画的継続的除去を先行する必要がある。行政の怠慢を脇に置き、地域住民に犠牲を押し付けるのは順番が違う。
 - ・堤防強化が先決。その結果解決できず遊水地が必要となるのであれば理解できる。
- 【②遊水地計画地】
 - ・千曲川は広い河川敷があり堆積した土砂に木が生茂る中州や運動場、駐車場、農地などがあるのに、整備された農地をわざわざつぶして遊水地にするのはわからない。
 - ・高速道路を越えたもう少し下流でもいいのでは。
- 【③流入量】
 - ・台風時の千曲川の増水の量を見れば、遊水地程度でおさまる水量ではない。
 - ・上流の河川を改良工事したので水量が増えるということはないと思う。
 - ・今後、遊水地を使用するほどの雨量が降る回数が少ないのではないか。
- 【④その他】
 - ・浚渫工事を含めた河川の整備等の検討を経ての最良の方法が遊水地なのかどうか、今一つ理解できなかった。
 - ・改良3川を含む、支流も含め地域からの流入量、流水速度にブレーキをかける為の田んぼダムを始めとした流域全体を提起し検討すべき。
 - ・始めから遊水地ありきの安直な発想と見える。
 - ・普段の管理がきちんとできるのか疑問。
 - ・上田、長野地区の洪水を減らすメリットは理解できるが、北桜井地区の住宅地のメリットは何なのか理解できない。
 - ・支流の他の場所で氾濫すると思う。
- 【⑤遊水地貯留方法】
 - ・滑津川は東電貯水池より下流にあり遊水地にどのように流入できるか。



< 県回答 >

- 問3についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。
- ①しゅんせつ等、今後も適切な維持管理に努めてまいります。
 - ①千曲川左岸堤防強化については、遊水地整備の発生土を利用し実施してまいります。
 - ②遊水地計画地については、様々な候補地を選定し、検討した結果、この場所が最適地と判断しています。詳細は佐久建設事務所ホームページの令和3年9月に実施した第2回説明資料17ページを参照願います。
 - ③遊水地の流入口は、滑津川合流より上流となりますが、滑津川等の改修による増加量と同量分を千曲川から先に遊水地へ流入させることにより、合流後の洪水量を相殺する計画となっています。
 - ④その他については、地域の方々のご理解が得られるように丁寧な説明に努めてまいります。
 - ⑤遊水地への流入方法については、滑津川の合流付近手前で、千曲川から同量の水量をとることで先取り方式とはなりますが、滑津川の洪水増加分のピークカット効果が期待できます。

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

○回答者数 475人中195人回答

問4 遊水地の選定理由

遊水地の選定理由について、ご理解いただけましたか？

	理解できた	ほぼ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
割合%	29	50	12	9
集計数	54	93	22	16

185

理解できない理由

【①遊水地計画地】

- ・高速道路下流エリアでもいいのでは。
- ・高速道路の西側の方が諸問題が少なかったのではないか。
- ・計画地域が問題。北桜井住宅地側からE52道西に細長くする。
- ・滑津川の下流の方が良いのではと思う。また、湯川の合流点より下流は検討したのか。
- ・北桜井地区の面積が広すぎる。縮小を検討してほしい。
- ・何故住宅の近くにつくらなければならないのか。
- ・犠牲になる場所ということか。

【②優良農地】

- ・当該地域が荒野や耕作放棄地であるなら、その利用という観点から検討されることもあり得ると思いますが、優良農地であり伝統産業の重要な場所でもあり、隣接集落の生活の場でもあるのにあまりにも図上の安直な発想との印象は避けられず、受容できるものではない。
- ・農業の中心となっている専業農家が継続できなければ、桜井地区の水稲に大きな影響が出る。
- ・優良な稲作農地を潰す必要はない。

【③遊水地貯留方法】

- ・地図と現地で見ると、逆流しなければ越流堤から遊水地へ水が入らない構造に思えるが可能なのだろうか。

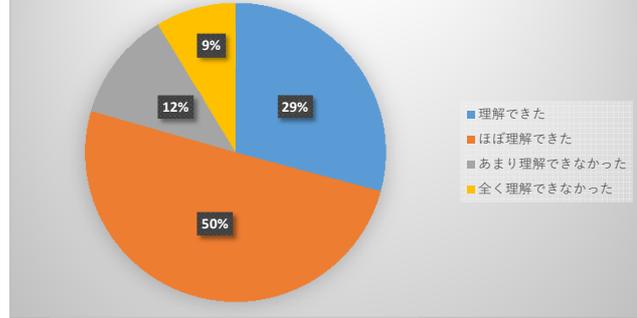
【④東電施設】

- ・東電の堰堤が抵抗となっているのに、撤去を先にすべき。

【⑤その他】

- ・土地を提供した人たちに何のメリットもないように思われる。戦後行われた農地開放と同じように思えてならない。土地を出した人のメリットは何か。
- ・現在の千曲川底の掘削、護岸整備等をして、膨大な耕作面積をつぶすことは反対に温暖化に伴う被害に繋がるのではないかと思う。
- ・政治的こじつけにしか聞こえない。
- ・東京ドームにも満たない湛水量で100kmも下流の保全対象に与する量など示しようがないのでは。
- ・洪水が発生し、実際に被害を受けた上流に1ヶ所設置する必要があるのでは。

問4 遊水地の選定理由



<県回答>

- 問4についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。
- ①遊水地計画地については、様々な候補地を選定し、検討した結果、この場所が最適地と判断しています。詳細は佐久建設事務所ホームページの令和3年9月に実施した第2回説明資料17ページを参照願います。
 - ②現在、全部買収で進めておりますが、遊水地整備後の利用を地権者の皆様等と検討する中で遊水地内での耕作も一つの案であると考えています。
 - ③水理模型実験により、確認してまいります。
 - ④東電施設については、河川管理者の許可を受けて設置された施設であり、支障となることはありません。
 - ⑤その他については、地域の方々のご理解が得られるように丁寧な説明に努めてまいります。

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

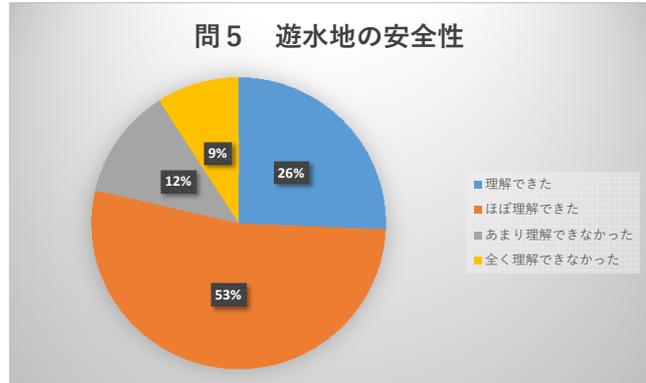
○回答者数 475人中195人回答

問5 遊水地の安全性

遊水地の安全性について、ご理解いただけましたか？

	理解できた	ほぼ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
割合%	26	53	12	9
集計数	48	99	23	17

187



理解できない理由

【①遊水地安全性】

・自然災害が想定内におさまる保障はない。絶対安全というのであれば、地区の災害保障をしてほしい。他の地域はリスクが下がっても、北桜井は遊水地が溢れたらというリスクが上がっている。

・必要性、選定理由までは理解できたとしても、安全性など技術的なことについて理解できたか問われても難しいのではないかと。
 ・土盛りの堤防は信用できない。
 ・周囲堤が切られた場合の被害想定は。

【②内水氾濫】

・住居近くに土盛りされて内水氾濫の危険にさらされる。百々川にゴミが詰まればどうなるのか対策されていない。
 ・遊水地の堤防により、片貝川からの浸水による内水氾濫が起きた場合、北桜井地区の住宅は床上までしてしまうのではないかと。
 ・周囲堤南側の内水氾濫のリスクを増大させることになる。予定地内に流れている用水も周囲堤と集落の間に集約させるなどという発想はリスク回避、減災の考えに全く逆行するものである。こうした指摘を受けながら発災した場合は行政責任者のみならず、設計者も当然責任が問われることになる。

【③東電施設】

・東電の堰堤がある為安全は確保できない。

【④その他】

・上流部分の本堤の越流、破壊により北桜井区は壊滅的被害を受けるだろう。堤防はどんなに強化しても絶対ではなく、流れに逆らわない考え方が鉄則です。主要な洪水記録にも残らない2017年台風21号、2021年8月降雨ですらわずか4年の間に2回も洗掘されている事実を甘く見てはいけません。
 ・御影橋上流での堤防の安全性について疑問。
 ・長野で開催されたシンポジウムで「堤防が決壊するのは当たり前」と説明していた。安全とは思えない。
 ・遊水地をつくるのが取引条件にされているようですっきりしない。
 ・空の池を掘って住民を騙して安く済ませようとしている。
 ・遊水地を1つつくったくらいでは災害は防げない。
 ・多分17号台風と思うが、その時点で何故対策しなかったのか。

<県回答>

問5についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。

①遊水地の構造については、基準書等をもとに安全な構造となるよう計画しています。

遊水地内に洪水が流入した場合は、遊水地内の水を排水後、堤防点検を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

②従前の用水、河川改修状況を確認した上で、遊水地整備により内水氾濫が発生しないよう、百々川の河川改修も含め検討してまいります。

③東電施設については、河川管理者の許可を受けて設置された施設であり、支障となることはありません。

④その他については、地域の方々のご理解が得られるように丁寧な説明に努めてまいります。

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

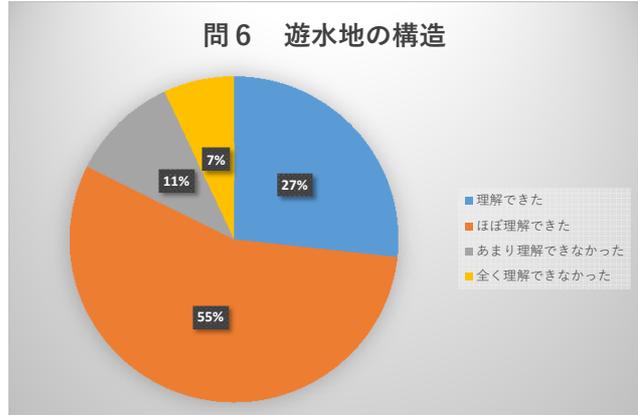
○回答者数 475人中195人回答

問6 遊水地の構造

遊水地の構造について、ご理解いただけましたか？

	理解できた	ほぼ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
割合%	27	56	11	7
集計数	50	104	20	13

187



理解できない理由

【①遊水地の景観】

- ・完成後の遊水地付近の景観がイメージできない。遊水地の地上部をどんな形で利用するのがわからない。
- ・広範囲なので周りの風景がどうなっていくのか、堤防工事を見ることがないからわからない。
- ・長年親しんだ桜井地区の景観が変わってしまうことに違和感を感じる。
- ・民家のすぐ後ろに6mの擁壁が建つなんて考えられない。
- ・住宅の後(北側)が堤防となる方は、威圧感が有ると思う。
- ・あまりに異様な構造物である。
- ・自分の家がそこにあったら賛成するのか、まじめに聞きたい。

【②遊水地の維持管理】

- ・土砂、流木、大量のゴミが押し寄せる対策がされていない。
- ・遊水地エリアAとBの通常の水深の高さの差がどれくらいか。少々の貯水だと水性植物の繁茂が必ずおきかと思う。又、水鳥が対岸の東電貯水池に生息している。多くなると農産物の被害も考えられる。

【③その他】

- ・周囲堤で囲まれることにより「遊水地」という名前とは裏腹に地元桜井地域にとっては、いざという時の洪水の遊水面を奪うものである。地元を守る為に本堤の決定的破壊を避ける為の減災措置であった霞堤とは似て非なるもの。
- ・具体的な数値などを出されても、専門家ではないので理解できない。
- ・基準とした理由等、なぜ行わなければならないのか良く理解できない。
- ・堤防高さ6.8mで安全か。もう少し高い方が良いと思う。

【④住宅申請手続き】

- ・住宅の立て直し等の際、建設事務所にも申請が必要となるのか。

< 県回答 >

問6についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。

- ①貯水量の110万m³を確保できる範囲で堤防を離せるか検討した結果、最大32m集落から離すことが可能となりました。
- ②遊水地内への土砂の流入は細かな土砂を想定しています。また、越流堤には流木流入防止対策を検討します。貯水効果を著しく阻害する土砂の堆積については、適切な維持管理に努めてまいります。
遊水地内の跡地利用については、今後、皆様のご意見を伺いながら、設置後の利用を検討する中で決めていきますので、利用状況に合わせ、湧水対策等の対策を行っていく予定です。
- ③その他については、地域の方々のご理解が得られるように丁寧な説明に努めてまいります。
- ④住宅申請手続きについては、遊水地計画地内、関連工事地内の場合には個別に相談させていただきます。

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

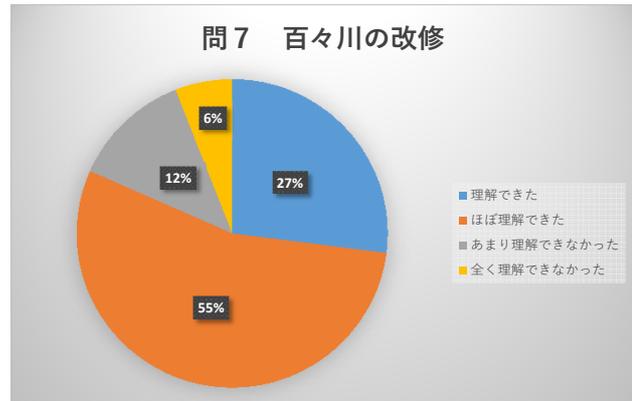
○回答者数 475人中195人回答

問7 百々川の改修

百々川の改修について、ご理解いただけましたか？

	理解できた	ほぼ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった
割合%	27	55	12	6
集計数	50	101	23	11

185



理解できない理由

【①百々川の改修】

- 資料の図面には示されていないが、現状では上桜井区、中桜井区から何本もの用排水路が百々川に流入しており、豪雨時におけるこれらすべての流量を考慮すると、この改修計画で百々川沿いの住宅や農地の安全が十分に確保できるのか、理解できなかった。
- 桜井地区の集落内で氾濫が発生する恐れが大きい。
- 本当に内水氾濫が起きないのか心配。
- 直角に曲がるルート、流木やゴミが詰まれば集落は水没する。きれいな水が流れる想定で計算しても、非常時何もしない。
- 整備の必要性が理解できない。
- 計画が不十分。現利用者の意見を聞いていないのでは。
- 通常の河川整備であれば反対はしない。
- 百々川を改修しなければならないのはわかるが、遊水地とあわせる計画は理解できない。たまたまではないのか。
- これまで百々川の整備は後回しになってきておりましたので期待します。ただし、まだ計画の具体像が明確になっているとは思えません。
- 抱き合わせで安全確保では困る。単体事業としてすぐに取り組むべき。
- 川幅が狭すぎる。
- 改修箇所が少ないと思う。改修箇所より1km上流側で越水したことがある。1km上流の農業用水から改修してほしい。また、百々川は誰が維持管理するのか明示してほしい。

【②具体的な要望事項】

- 百々川沿いに池があるが、現在使っていないので埋めてもらってかわらない。
- No.15の上流に田地があるが、現状の用水路を使用できるように取水してほしい。

<県回答>

問7についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。

①百々川の河川改修については、遊水地整備後の百々川に流入する全ての水路系統を再確認し、流量不足箇所の河川改修を行います。詳細は佐久建設事務所ホームページの令和3年9月に実施した第2回説明資料38ページを参照願います。

また、百々川は県が管理する一級河川です。接続する水路等の個別箇所の要望等については、別途相談をお願いします。

②具体的な要望事項については、個別に相談させていただきます。

R3年度 桜井区全体 桜井地区で計画している遊水地に関する意向調査結果

佐久建設事務所

(調査期間：令和3年10月22日～11月22日)

○回答者数 475人中195人回答

問8 遊水地内の用地補償

今後、遊水地計画地内の用地補償等の現時点でのお考えをお聞かせ下さい。

	買収を希望	代替地を希望	継続利用を希望	その他
割合%	79	6	5	10
集計数	50	4	3	6

63

選択した理由

【①具体的なご意見等】

○買収を希望

- ・家に近くなければ畑として使えない。
- ・近くに住んでおらず、管理が難しい為買収を希望する。
- ・他の場所にも農地を所有している為。
- ・土地及び〇〇設備は買収を希望。
- ・田に関しては所有権が移っておらず、現所有者も買収を望んでいる為。
- ・農業コストの問題。作れば作るほど赤字なので買収してもらえらるのなら。
- ・計画協力と農業経営問題。
- ・遊水地内で耕作できるのか、耕作してもよいことを想定しているのか、説明会では理解できなかった。
- ・まだ代替地の方も悩んでいる。

○代替地を希望

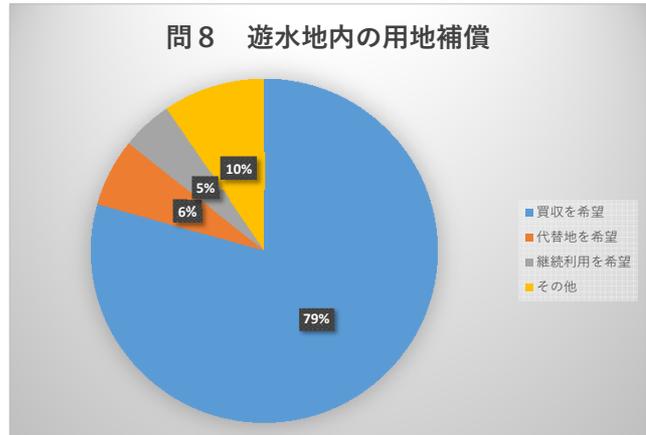
- ・営農継続の為。

○継続利用を希望

- ・墓がある。
- ・田んぼは手を入れないで、そのまま作付けできるようにしてほしい。

○その他

- ・条件による。
- ・遊水地が整備されれば水稲栽培は続けられない。水路が使用できない。



<県回答>

問8についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。
①具体的なご意見については、個別に相談させていただきます。

問9 遊水地以外 代替地・借地協力

代替地の提供(有償)又は営農者への貸出に協力していただけるかお聞かせ下さい。

	代替地に協力する	貸出に協力する	協力できない
割合%	30	23	47
集計数	23	18	36

77

選択した理由

【①具体的なご意見等】

○代替地に協力する

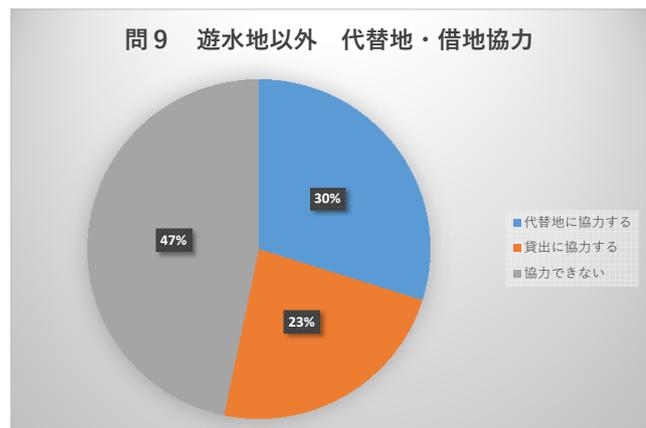
- ・現在貸出中。代替地の提供は契約期間終了後であれば可。
- ・作り分けの為、相手方の意見で協力できないこともある。
- ・圃場整備にかかった費用と土地代に見合わない場合は協力できない。
- ・希望があれば提供、貸出のどちらでも協力可能。

○協力できない

- ・あくまで大規模営農者の経営が存続できる方法がなければ計画自体に反対する。
- ・代替地を求めてまで作付けするバカはいないはず。代替地はいらない。うちの田んぼはあくまでいじるな。
- ・田が少ないから。

○回答なし(コメントのみ)

- ・計画地内で既に大規模営農者に委託している。



<県回答>

問9についてのご意見等につきまして、以下のとおり回答します。
①具体的なご意見については、個別に相談させていただきます。